

(H31.4.25)

## 「フィンテックによる多様な金融サービスの提供」関係

---

平成31年4月25日  
金融庁

## 1. FinTech事業者等の声

- 短期（3か月未満）・超短期（数日間）の資金ニーズは、中小企業を中心に潜在的に存在すると考えられるが、現行の上限金利規制の下で資金提供するのは難しいとの声（融資期間にかかわらず一定の固定費用がかかるところ、短期の貸付けで得られる金利では当該費用がまかなえない）。
- （注）FinTechの技術の活用により審査の精度は上がるが、短期貸付けが結果的に長期化する可能性の完全な排除は困難。

従前からの上限金利規制緩和を求める議論と本質的には同じ主張

## 2. 平成18年の貸金業法等改正案検討時の少額・短期特例に係る議論

18年7月 自民党金融調査会・公明党金融問題調査委員会 「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方(抜粋)」

- ü 少額短期の貸付であれば、借り手にとってある程度高い水準であっても負担となりにくいため、実需を勘案して、特例金利を厳しい限定を付した上で認めるべきとの意見があった。
- ü これについては、潜脱を招きやすいため、認めるべきではなく、仮に認めるとしても暫定措置とすべきとの意見があった。

18年9月・自民党金融調査会・財金部会・法務部会・貸金業制度等に関する小委員会合同会議  
「貸金業法の抜本改正の骨子」とりまとめ

・自民政審、骨子を了承

[政審で了承された骨子の概要(少額・短期関連)]

少額・短期貸付けについては、経過措置(2年間)として上限金利を25.5%とする特例

ü 個人向け：30万円以内・1年以内

ü 事業者向け：500万円以内・3ヶ月以内

18年9月 骨子中の特例には、消費者団体、多重債務救済団体、日弁連等から激しい反対意見。テレビ等でも大きな反響

日弁連「「貸金業法の抜本改正の骨子」に関する会長談話」公表（9月）

- ü 利息制限法の制限を超える「特例高金利」を新たに導入することは（略）、高金利の引き下げを求める国民の声に逆行するものであり、甚だ遺憾
- ü 一切の特例を設けることに反対

18年10月 自民党金融調査会・財金部会・法務部会・貸金業制度等に関する小委員会合同会議  
最終的に上記特例を撤回し、特例のない「貸金業規制法等の一部を改正する法律案」を了承

18年12月 法案成立(全会一致)

[参考：上限金利規制]

- ü 利息制限法（民事法（下記を超える契約は無効））  
元本10万円未満 年20%、10万円以上100万円未満 年18%、100万円以上 年15%
- ü 出資法（刑事法（下記を超える契約は刑事罰の対象））  
年20%

### 3. 少額・短期特例に関する意見

#### ○ 特例の主な根拠（ニーズ）

- ∅ 需要者側：多少の高金利であっても、売掛金が入金されるまで等の短期間のつなぎ融資のニーズあり
- ∅ 事業者側：短期貸付けでは、与信コスト等がまかなえない

#### ○ 特例の主な反対意見

- ∅ 潜脱のおそれが高い（18年7月 貸金業制度等に関する懇談会（金融庁）日弁連提出資料抜粋）

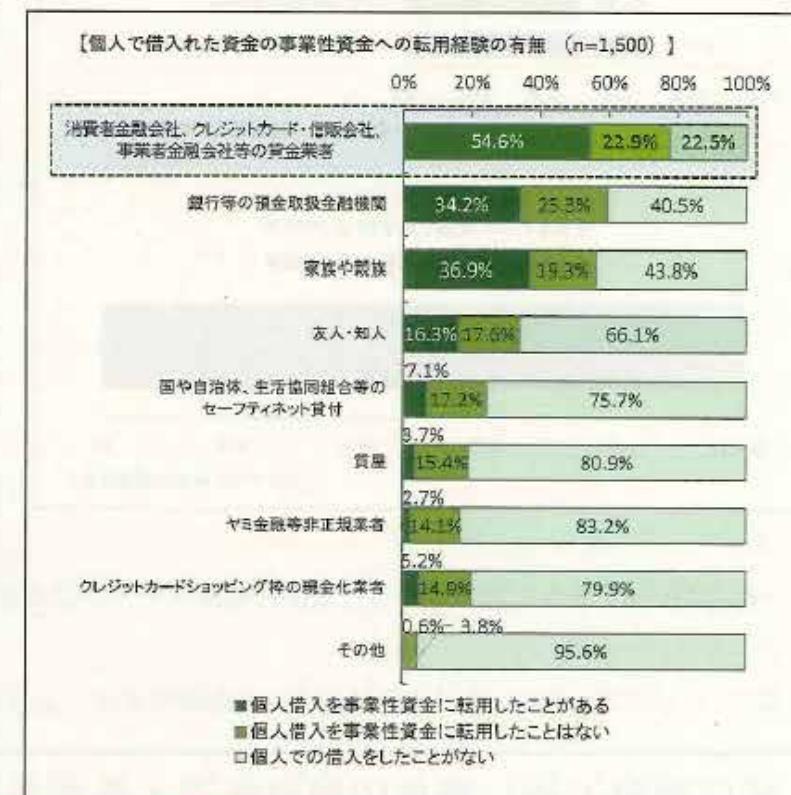
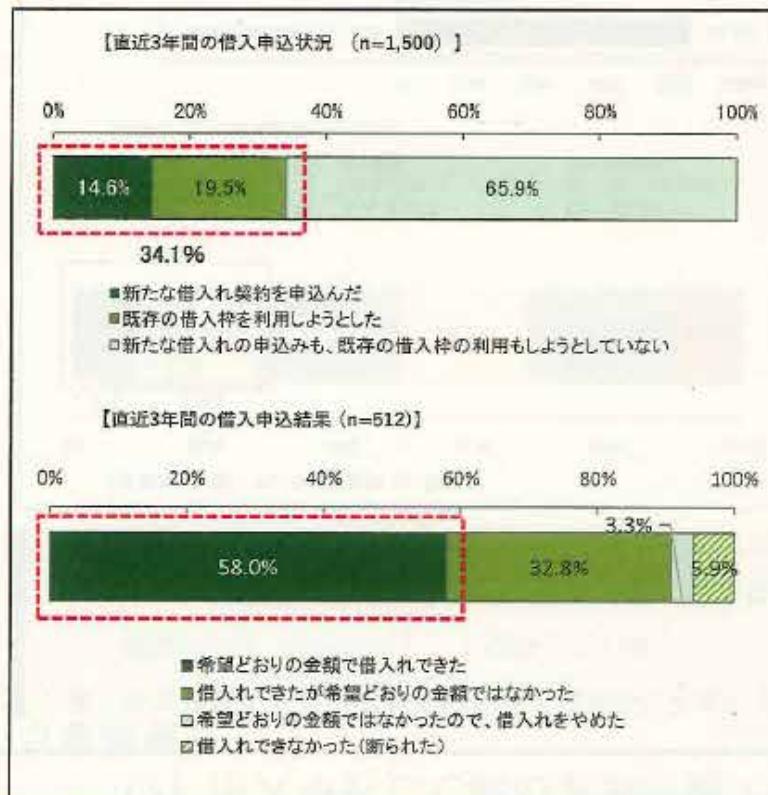
- ü 同一の利用者に対して複数の貸金業者が「少額・短期貸付け」を順次行えば、利用者は自転車操業に陥り、これら貸金業者は特例金利を享受することができ、「上限金利引き下げ」の基本原則を骨抜きにしてしまう。このように脱法行為を招きかねない特例を認めると、特例金利の要件該当性をめぐる紛争が多発することが容易に予測される。「みなし弁済」規定をめぐる紛争が最高裁にまで持ち込まれたことと同じ轍を踏むことになる
- ü 短期間では元利金を完済できないことを見越しながら短期で契約して「借り換え」を繰り返させ、長期間にわたって特例金利を享受する、という脱法行為が行われることが容易に予想される。長期間にわたって高金利を負担させられれば、中小企業は破綻する。「急場のつなぎ資金」を謳い文句に勧誘しつつ、手形の「切り返し」を反復することで、借り主が破綻するまで長期間にわたって利息制限法違反の高金利を取り立てるというのが商工ローン被害の実情である

- ü 消費者・被害者団体（全国消費者団体連絡会、連合（及び関係労組）、クレ・サラ金利問題を考える連絡会議等）、日弁連、日司連等が強く反対

## 4. 借入れの意識・行動

### (1) 借入れの申込状況（借入経験のある事業者）

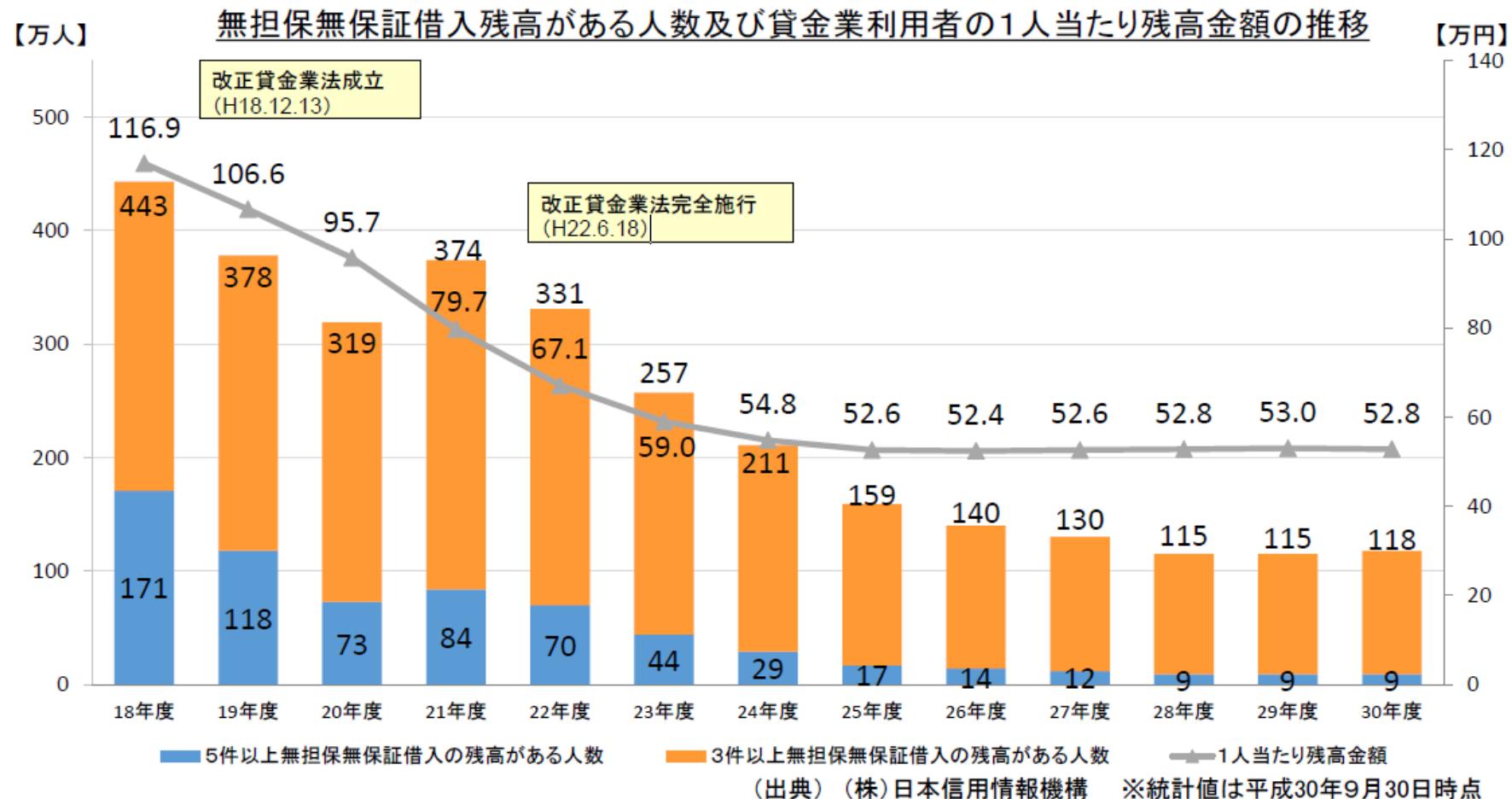
- 借入経験のある事業者の直近3年間の貸金業者への借入申込状況についてみると、34.1%が借入申込みを行い、そのうち58.0%が希望どおりの借入れができたと回答している。
- また、貸金業者から個人で借入れた資金を事業の運転資金等に転用した経験の有無については、54.6%が転用したことがあると回答している。



## 1. 無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移

多重債務問題 … 貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畠的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（貸金業法附則第66条）

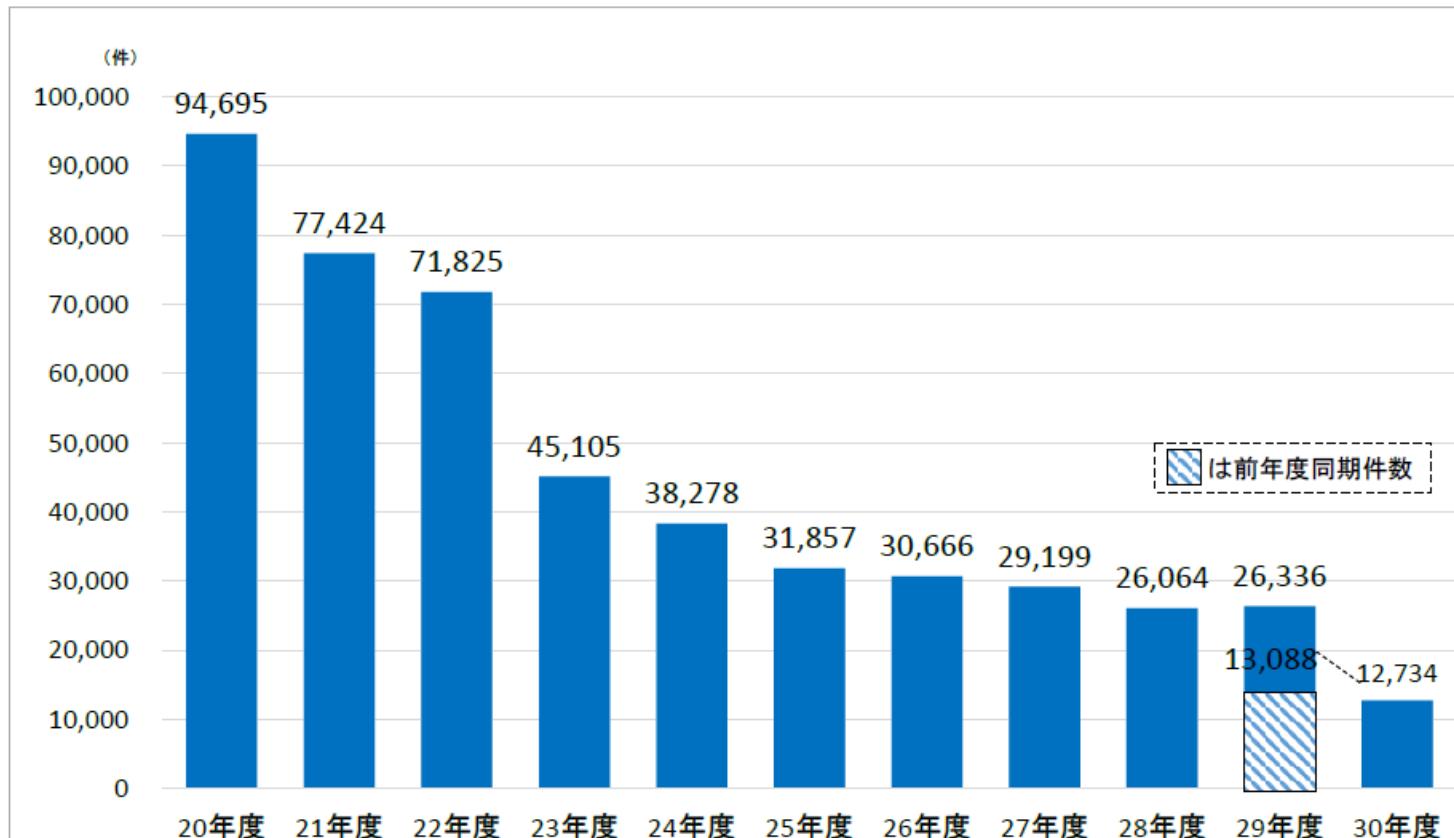
多重債務者 … 消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者



## 2. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(1)

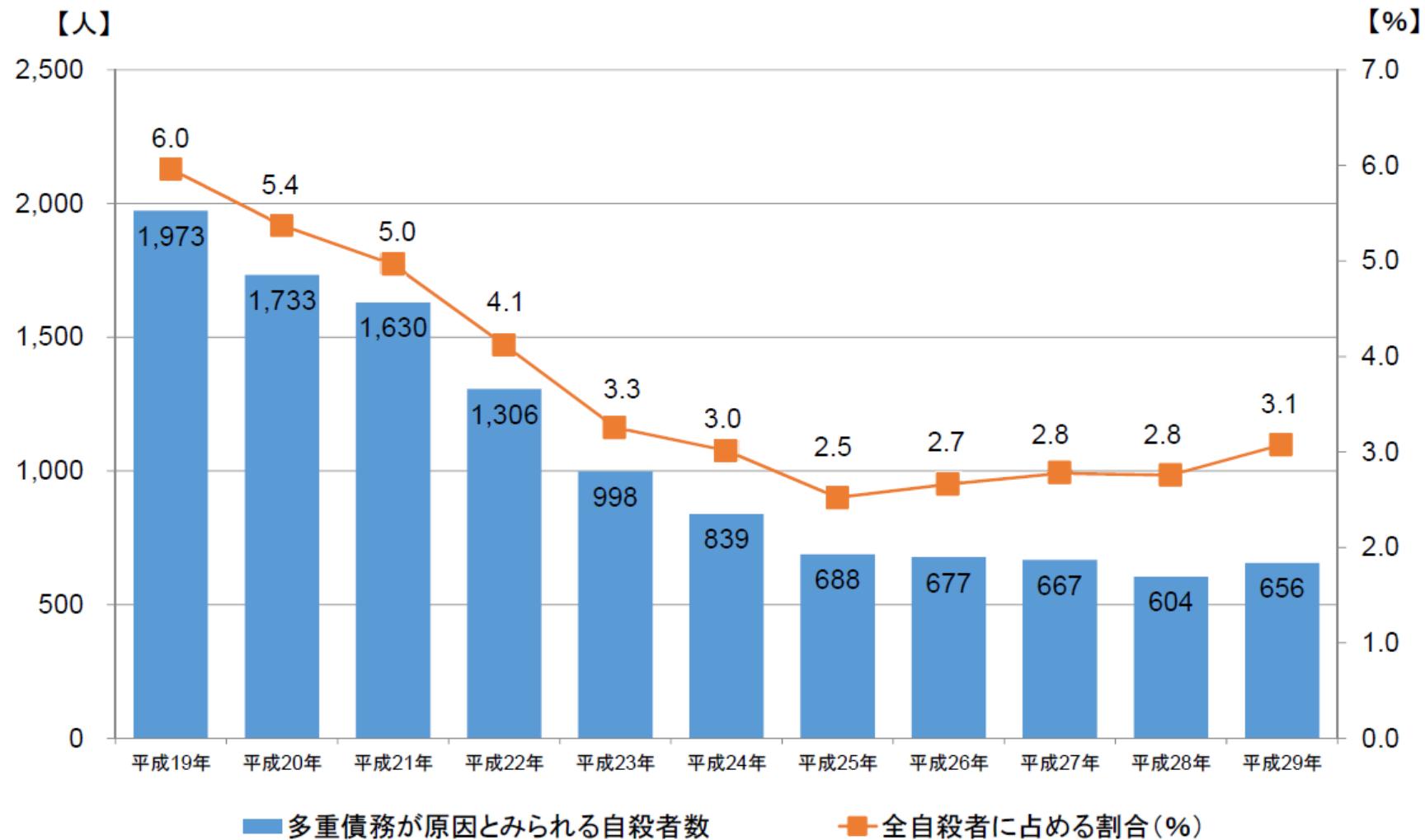
平成30年12月  
消費者庁

### 1-1. 相談件数(受付年度別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(平成30年10月31日登録分まで)。

## 5. 多重債務が原因とみられる自殺者数（1）



厚生労働省、警察庁統計を基に作成